

1 0 年 保 存
機 密 性 1
平成 26 年 10 月 3 日から 平成 36 年 10 月 2 日まで

基 発 1 0 0 3 第 3 号
職 発 1 0 0 3 第 5 号
平成 26 年 10 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

若者の「使い捨て」が疑われる企業等及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対する取組の強化について

若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する取組については、平成26年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014 -未来への挑戦-」（以下「改訂戦略」という。）において、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る。」とされたところであり、更に取組の強化を行う必要がある。

一方、過重労働による健康障害防止のための取組については、改訂戦略において、「企業等における長時間労働が是正されるよう、監督指導體制の充実強化を行い、法違反の疑いのある企業等に対して、労働基準監督署による監督指導を徹底するなど、取組の具体化を進める。」とされたほか、平成26年6月27日、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）が公布され、過労死等防止啓発月間（11月）が設けられることとなったところであり（施行日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）、同法の趣旨にかんがみ、より一層、取組の推進を図る必要がある。

これらを踏まえ、今般、下記の取組を行うこととするので、効果的かつ積極的に対応されたい。

なお、平成25年8月8日付け基発0808第2号・職発0808第4号「若者の『使い捨て』が疑われる企業等に対する取組の強化について」は、本通達をもって廃止する。

記

第1 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する取組

1 重点監督の実施

(1) 本年11月に、以下の事業場を対象として、長時間労働の抑制、賃金不払残業の解消及び過重労働による健康障害の防止を図るための監督指導を実施すること。

① 労働基準監督署（以下「署」という。）及び公共職業安定所（以下「所」という。）に寄せられた相談等を端緒に、離職率が極端に高い等の事業場

② 平成26年8月8日付け基発第0808第1号「平成26年度労働条件相談ダイヤル事業の実施について」に基づき、本年9月1日より実施している「労働条件相談ほっとライン」（以下「ほっとライン」という。）に寄せられた相談であって、署に情報提供されたものから、労働基準関係法令違反の疑いがあると認められる事業場

③ 労働者からの申告・相談等の各種情報から、長時間労働が行われており、労働基準関係法令違反の疑いがあると認められる事業場

(2) 監督指導に当たって留意すべき事項

監督指導において重大又は悪質な法違反が認められた場合は、積極的に司法処分を行うこと。その際、同種犯罪の防止を図るという公益性を確保する目的から、原則として、事案を公表すること。

2 相談窓口の周知等

(1) 総合労働相談コーナー及び労働基準関係情報メール窓口の周知

若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談や情報については、「ほっとライン」のみならず、総合労働相談コーナーやインターネットを介した労働基準関係情報メール窓口においても受け付けていることについて引き続き各部署において、広く周知するよう努めること。

(2) 新卒応援ハローワーク・わかものハローワークにおける在職者相談窓口の周知

新卒応援ハローワーク及びわかものハローワークにおいては、平成26年度より在職者相談窓口を設置したところであり、当該窓口において若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談を実施していることについて、引き続き広く周知に努めること。

(3) 各相談窓口において受け付けた若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談については、確実に担当部署に引き継ぐなど、適切に対応すること。

第2 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対する取組

1 重点監督の実施

過労死等防止対策推進法第5条に基づき、過労死等防止啓発月間（11月）が設けられることを踏まえ、本年11月に、以下の事業場を対象として、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止及び労働時間管理の適正化等を図るための監督指導を実施すること。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場
- ② 長時間にわたる過重な労働による過労死等の発生のおそれのある事業場
- ③ 平成26年10月3日付け基発1003第2号「平成26年度過重労働解消キャンペーンの実施について」の別紙「平成26年度過重労働解消キャンペーン実施要領」の3の(2)のイにより、本年11月1日（土）に実施する予定の全国一斉の電話相談に寄せられる相談であって署に情報提供されたものから、長時間労働が行われており、労働基準関係法令違反の疑いがあると認められる事業場

2 監督指導に当たって留意すべき事項

監督指導において重大又は悪質な法違反が認められた場合は、上記の第1の1の(2)のとおりであること。

第3 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組

1 職場のパワーハラスメント対策の推進に向けた周知啓発の徹底

平成24年9月10日付け地発0910第5号・基発0910第3号「職場のパワーハラスメント対策の推進について」に基づき、上記の第1の1の事業場に対する監督指導に際し、周知用資料やポータルサイト「あかるい職場応援団」（<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>）に係る資料等を活用して、職場のパワーハラスメントの予防・解消に関する周知を図ること。また、これらの事業場については、パワーハラスメントが行われているなどの情報が寄せられている場合には、監督指導にあわせて、職場のパワーハラスメント対策の必要性について十分に説明すること。

2 パワーハラスメント対策支援セミナーへの協力

昨年度に引き続き、本年8月以降、全ての都道府県で、参加者が実務に活かせる内容のセミナーを開催している。各セミナーの開催日時、開催地等については、受託者（公益財団法人21世紀職業財団）において決定次第、都道府県労働局労働基準部監督課あて通知することとなっているので、周知、参加勧奨に協力するほか、必要な支援を行うなど、積極的に協力すること。

第4 労働基準監督機関と職業安定機関の連携

- 1 上記の第1の1の(1)の①に係る監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、平成12年8月30日付け基発第543号・職発第558号「都道府県労働局

における労働基準行政と職業安定行政との連携について」（以下「連携通達」という。）に準じて、署長から所長に情報提供すること。また、所は当該情報提供に係る事案の内容に応じ、当該事業場に係る求人の不受理若しくは受理の保留又は職業紹介の保留等必要な措置を講ずること。

- 2 新卒応援ハローワーク及びわかものハローワークにおける在職者相談窓口において受け付けた情報や相談から、労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた場合には連携通達に準じて、署に情報提供すること。情報提供を受けた署は、当該情報の内容に応じて、監督指導を実施すること。